

葬儀基準

2010.11.24 一部取扱変更

2016.04.01 一部取扱変更

区 分		教育委員会	
		生花・花環	香料
教育委員	本人	○	○
	実父母子、配偶者、同居の義父母	○	○※
教育長	本人	○	○
	実父母子、配偶者、同居の義父母	—	○
教育委員会関係各委員(事務委任規則第2条第13号委員)	本人	○	○
	実父母子、配偶者、同居の義父母	—	○※
小・中・特別支援学校長	本人	○	○
	実父母子、配偶者、同居の義父母	—	○※
小・中・特別支援学校教頭	本人	○	○
	実父母子、配偶者、同居の義父母	—	—
児童・生徒(学校事故)	本人	○	○
教育委員会事務局職員(次長以下、充て指導主事)	本人	○	—
	実父母子、配偶者、同居の義父母	—	—
市議会議員・市長・副市長	本人	○	○
	配偶者	○	○
	実父母	—	○※
	義父母	—	—
元小・中・特別支援学校長(調整要)	本人	—	—
県費職員	本人	—	—

※ 参列、弔問した場合のみ支出することができる。